

一般社団法人小岩駅周辺地区エリアマネジメント
会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人小岩駅周辺地区エリアマネジメント（以下、「当法人」という。）の定款第8条に基づき、会員の会費の納入に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 各会員は、次の6種別とする。

(1) 正会員

本会の目的に賛同し、その事業推進に積極的に関与する小岩駅周辺地区（以下、当地区）の再開発事業地区の再開発組合・準備組合並びに、当地区の再開発事業で建設される集合住宅等の所有者で構成された管理組合・管理組合法人及びそれに準じた団体とする。

(2) 準会員

本会の目的に賛同しその事業推進に積極的に関与する、当地区の再開発事業で建設される集合住宅等の所有者で構成された管理組合及び管理組合法人及びそれに準じた団体とする。

(3) 特別賛助会員

当法人の目的に賛同する個人または法人で、当地区の再開発事業に携わり、当法人の設立から初動期の活動を連携協力する個人または法人とする。

(4) 地区会員

当地区内に事業所・店舗を置く、企業・事業者及び地区内居住者または地権者で、当法人の目的に賛同する法人または個人とする。

(5) 一般会員

当地区外に事業所・店舗を置く、企業・事業者及び地区外居住者で、当法人の目的に賛同する法人または個人とする。

(6) 特別会員

本会の目的に賛同しその事業推進を支援する行政機関、地方公共団体等とする。

(会費の種類)

第3条 各会員は、原則事業年度ごとに、次に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員：なし

(2) 準会員：なし

(3) 特別賛助会員：一口 50,000 円

(4) 地区会員： 営利団体 一口 10,000 円（五口以上）
非営利団体 一口 10,000 円（一口以上）
個人 一口 1,000 円（三口以上）

(5) 一般会員： 営利団体 一口 10,000 円（十口以上）
非営利団体 一口 10,000 円（三口以上）
個人 一口 1,000 円（六口以上）

(6) 特別会員：なし

2 前項の規定にかかわらず、特別賛助会員は、会計年度ごとの4月末に会費を当法人に全額を納入しなければならない。

(会費の支払い方法)

第4条 会費は次の方法により納入し、又は引き渡すものとする。

- (1) 当法人の指定する金融機関への振込
- (2) 自動引落とし
- (3) 集金

2 振込手数料は各会員の負担とする。

(中途入会の会費)

第5条 事業年度途中で入会または退会した会員の会費については、第2条に定める額を納入しなければならないものとし、月割の取り扱いはしない。

(会費の滞納)

第6条 会員が定款第9条第1項第3号に該当すると判断した場合、1ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失するものとする。

(納入金の不返還)

第7条 既に納入した会費は、これを返還しないものとする。

(補則)

第8条 本規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は理事会の議決を経て総会の承認を要するものとする。

(附則)

1. 本規程は、当法人の設立日より施行する。
2. 第2条の定めにかかわらず、2020年度の特別賛助会費は法人設立後に速やかに会費を納入することとする。
3. 小岩駅周辺地区は概ね以下の図の破線で囲まれた地区とする。

